

第十三回国会 農林委員会議録 第二十五号

昭和二十七年四月十八日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君

理事遠藤 三郎君 理事河野 謙三君

理事平野 三郎君 理事小林 遼美君

理事井上 良二君

宇野秀次郎君 小笠原八十美君

越智 茂君 川西 清君

坂田 英一君 坂本 實君

千賀 康治君 舟谷仙次郎君

原田 雪松君 吉川 久衛君

竹村奈良一君

農林大臣 廣川 弘禪君

出席政府委員 農林事務官 野原 正勝君

(農政局長) 農政事務官 小倉 武一君

食糧庁長官 東畑 四郎君

専門員 難波 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

委員外の出席者

本日の会議に付した事件

主要農作物種子法案(坂田英一君外
二十三名提出、衆法第二三号)
米穀の政府買入価格の特例に関する
法律案(内閣提出第一〇八号)
農業災害補償法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一三七号)

法律案(内閣提出第一〇八号)
農業災害補償法臨時特別法案(内閣
提出第一三七号)

農業共済基金法案(内閣提出第一五
号)
食糧管理法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一六九号)

○松浦委員長 これより農林委員会を開会いたします。

まず米穀の政府買入価格の特例に関する法律案を議題といたします。本案の趣旨について提出者の説明を求めます。

○坂田英一君

米穀の政府買入価格の特例に関する法律案を議題といたします。本案の趣旨について提出者の説明を求めます。坂田英一君。

米穀の政府買入価格の特例に関する法律案

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○松浦委員長 これより農林委員会を開会いたします。

まず米穀の政府買入価格の特例に関する法律案を議題といたします。本案の趣旨について提出者の説明を求めます。

○坂田英一君

米穀の政府買入価格の特例に関する法律案を議題といたします。本案の趣旨について提出者の説明を求めます。

価格と仮の価格との差額に対し、一般利息相当額を加算して支拂うべきこと

を法律上明らかにし、農家経営の収支

の改善に資する目的をもつとして、こ

とに本法律案を提出した次第であります。

トヨタス

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入

価格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ農業

パリティ指數(物及役務ニ付農業

者ノ支拂フ価格等)及合指數ヲ謂

フニ基キ算出セラル価格ヲ基

準トシ麦ノ生産事情及米穀其ノ他

ノ経済事情ヲ參照シテ之ヲ定ム

政府ハ前項ノ買入ノ価格ヲ決定シ

タルトキハ之ヲ告示ス

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入

価格ハ政令シ又ハ之ヲ原料トシ

テ製造シタル製品ヲ含ムヲ入札

ノ方法ニ依ル一般競争契約ニ依リ

壳渡スモノトシ農林大臣必要アリト認ムルトキハ指名競争契約

又ハ隨意契約ニ依リ壳渡スコトヲ

得

前項ノ規定ニ依リ壳渡ヲ為ス場合

ニ於ケル予定価格ハ政令ノ定ムル

所ニ依リ標準価格ヲ基準トシテ之ヲ定ム

第四條第二項ノ規定ハ前項ノ標準

価格ヲ定ムル場合ニ之ヲ適用ス

政府ハ標準価格ヲ決定シタルトキ

ハ命令ヲ以テ定ムル麦及麦製品ニ

付之ヲ告示ス

前四項ニ定ムルモノノ外第一項ノ

壳渡ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ

以テ之ヲ定ム

（六一〇）

ることいたしております。

なお以上の改正のほか、現在わが国は戦前と食糧の需給構造が著しく変り

ましたため、麦食による食生活の改善をはかることが必要と存じますので、学童等に供するものについては、当分の間、通常の政府先渡し価格より低く、別に農林大臣が定めて政府所有麦類を売り渡し得る道を開くことといたしております。以上申し述べました点が、の統制廃止に伴う主なる規定の改正点であります。

このほか、食糧管理法中若干の改正

をいたした点につきまして御説明申上げますと、第一にいも類、雜穀については昨年度から管理の対象からはずされておりますため、法文上いも類、雜穀に関する規定を削除いたし、第二に食糧配給公団に関するましては昨年四月一日解散し、近くその清算業務も完了いたしましたので、同公団に関する規定を削除いたしましたほか、字句の修正、條文の整備等なお若干の改正を行ふことといたしております。

以上が食糧管理法の一部を改正する法律案の提案理由でありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決賛成されることをお願いいたします次第であります。

○松浦委員長 ただいまの両案に対する質疑は次会よりこれを行うことになります。

○松浦委員長 次に主要農作物種子法案を議題といたします。

質疑または意見のある方は発言を許します。発言の通告がござりますから、順次これを許します。井上良二君。

○井上(辰)森風　この法案で一つ伺つ

ておきたい点は、政府が各地方に農業試験場を設けて、いろいろな試験をやつ

ております。農業試験場における種子の試験研究の機関とこれとの関係はどうなるか、これは全然それとは別個におやりになりますが、その点を伺つておきたいと思います。

○小倉政府委員　お尋ねの点でござりますが、農林省が直轄いたしておりまます試験場においては、主として育種をやつっているわけであります。もちろん

県の試験場におきまして、地域的におきましては農林省の試験場で足らない部分は県の試験場でやつている部分もございまして、育種の段階でございましては農林省の試験場でやり、新しい品種開発ができますと、次に県の試験場でそれをいろいろ調べまして、そしてよけわざば原種ということで県の試験場で原種をつくり、県の試験場でできた原種を採種組合に流れまして、採種をして農家に配る。こういう段階になつていくわけであります。

か。その点どうですか。

きましては、現在の施設を特に擴大するということは必ずしも必要でないじやないかと思うのであります。そともうできました原種が実際に種子を

して使われるよう、町村なり、あ

いは町村の団体なり農家なりにそれを
行つて採種園でもつて増殖され、農業
二配のしる、そつ一番末端二つは一

に質とされるその一部末端において、重要な問題があるのじやないかと考えております。今回の法案も原種圃の成を含んでおりますが、それよりもしき末端の採種事業におきます優良因子の確保並びにその配付ということは、実は重点を置いているのであります。**○井上(農)委員** そうすると原種圃市町村に委託して、市町村から当該市町村の適当な農家を選定して、それで

○小倉政府委員　名称の問題でござりますが、町村の段階でやるのは實は子といふふうに考えておるわけであります。そうして縣の段階でやるのは種子のもとといふ意味において、國の段階でやるのはそのもとのとといふ意味で原々種という言葉をつておりますが、この種子の問題にきましては、この栽培者は、町村が営業でやる場合もありますし、協同組等でやつておるのもございます。な採種業者として主として採種のため栽培をやつておる業者もおられるであります。そういう方々を含めまして、今回の法案では指定種子生産者で、いふようなことでもつてそれに助成されるのですか。

あります。

的な面接調査計画といいますかそれをどういふことになりますか。それを福と妻とにわけてひつ御説明を願いたい。

○小倉政府委員 計画といひたしまし

は、そのやり方でござりますが、大町村が中心になりまして一応種子の貯蔵をつくる。そこで自分の村で

できる部分はよろしくうございます。が
できない部分もござりますので、そ
を県庁でもつて総合調整いたしま
で、県としての需給計画ができるわ
でございます。それを農林省と相談
たしまして、農林省の予算といつたな
うな面も参照いたしまして、大体そ
いうことが背景になりまして、どの
子生産農場をこの法案の対象の範囲

するかということをきめて参るのであります。大体手続はさような方法でつたばと/orうに考えておりす。
○井上(農)委員 そういういたしますと、部でどのくらいの計画をされておりすか。たとえば全国の各町村一齊とすることはありませんまいが、重要な方面積といふものはどういうことになりますか。それからそれに対する具体的にどういう補助金を出そううでのですか、それをひとつ説明してらいたい。
○小笠原政府委員 これは計画といふましては原種圃と採種圃でございましが、原種圃は稻につきましては百五八町歩、麦につきましては二百十四町歩、それに照応するものとして採種

なつております。この数字の基礎
稻、麦の全面積の大割を隔年に更新

るという御質問でございまして、それで、補助金は、指導費なども入れまして、二十七年度予算において二億六千九百万円になつております。

○井上(直)委員 そんなど稱で百
二千四百二十

十八町歩、表で二百十四町歩とて、一町当たりどれくらいの補助をもうですか。

○小倉政府委員 今お尋ねの点は主として県の試験場で経営します分でござりますして、これが反当三千円。それから稻穂は一万二千町歩、麦は一万町歩を申しました反別につきましては、種ついては反当千円、麦は反当七百円という助成になつております。

○井上(夏)委員 これを実際扱うだれですか。たとえば農業委員会が

ういうことのあんどうを見るところありますか、それと農業改良局の牛としてやらせますか。どつちが責任を持つてこの仕事をやりになりませんか。これを指導育成して行く実際の仕事の所在というものはどこにあるのですか。

○小倉政府委員 農林省の段階で中央局になると、補助助成するという方は農業改良局になってしまいます。それに伴いまして実際実施をいたしますのは、県の試験場の部分はこれが原種園をいわけでございます。それから採種園になりますと、末端の農家なり組合なり団体なりということになります。この指導は、実際に上は主として普及試験場でやれるわけでございますから、県の試験場の技術官が担当する

ましては、農政局の農産関係に對する事と、改良事業と一緒にやつておこなうべくして多つて、何の事か

で、その点のちがいはくる。だんく解消して行くのではないかといふに考えております。

○井上(農)委員 これによつて実際的な効果が現われるのは——実際的に二年後なら二年後、どれだけ増産になるとという具体的な経済効果をお考えになつておりますか。

○小倉政府委員 これは種のことだけをござりますから、ただちに経済効果というものはどうかとも思いますが、一応古いデータでございますが試験成績等もございますので、これを相当程度割引きまして、反当七升くらいの増産効果を見込んでおるのであります。

○竹村委員 私一、二点だけ伺つておきたいのです。たとえばこの六條には、「都道府県は、市町村、農業者の組織する団体又は指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導を行わなければならない。」このようにこの法律では、行わなければならぬといふはつきり国や市町村その他の団体に義務づけることになつてゐるのです。それで今、井上氏の質問に答えられて、いろいろ補助のことを言われそれに対する一切の費用は全部国家が負担しなければならない私は思う。費用は助成だけで行う、補助だけにしようといふ考え方自体が、結局今日の府県の自治体と國との関係から考えて、私は非常に矛盾すると思うのであります。この点はできるだけ補助をしておるところの現実だと思うのですが、この点は全額國庫で負担するのかも、あるいは補助で行くのか、それをひとつ聞いておきたい。

○坂田(英)委員 これは私どもとして

は、でき得る限り国の経費で持つて行くといふことを希望するわけであります。そこで、そういう見地からいたしましたので、この指導、助言あるいは勧告等につきましては、でき得る限りの補助金を出すように今やつておるわけであります。

○竹村委員 あまり申しませんが、しかし補助金で行うというのでは、この第六條を少し考えなければならないのではないかと思う。というのは、補助金で行おうとするならば、こういうようには必ず行わなければならぬと規定づけておくことが、少し矛盾するのではないか。もしこれを真が、必ず行わなければならぬけれどもできないといふ状態になつたときに、また市町村がそういう状態になつたときに、一体これがはどうなるのですか。たとえば圃場を設置した市町村が、この法律で義務づけられておる義務を費用の関係で

は、でき得る限り国の経費で持つて行くといふことを希望するわけであります。そこで、この指導、助言あるいは勧告等につきましては、でき得る限りの補助金を出すように今やつておるわけであります。

○竹村委員 これは種のことだけ

けじやないのですが、農林省の方に伺つておきたい。第四條のところに「都道府県は、指定種子生産者から前項の請求があつたときは、当該接続吏員に、ほ場審査をさせなければならずて、この指導、助言あるいは勧告等につきましては、でき得る限りの補助金を出すように今やつておるわけであります。

○竹村委員 あまり申しませんが、しかし補助金で行うというのでは、この第六條を少し考えなければならないのではないかと思う。というのは、補助金で行おうとするならば、こういうようには必ず行わなければならぬと規定づけておくことが、少し矛盾するのではないか。もしこれを真が、必ず行わなければならぬけれどもできないといふ状態になつたときに、また市町村が、この法律で義務づけられておる義務を費用の関係で

けじやないのですが、農林省の方に伺つておきたい。第四條のところに「都道府県は、指定種子生産者から前項の請求があつたときは、当該接続吏員に、ほ場審査をさせなければならずて、この指導、助言あるいは勧告等につきましては、でき得る限りの補助金を出すように今やつておるわけであります。

○竹村委員 それからもう一つは、この意味から考えますと、大体圃場を設置して、そうしてそこまでまきつけその他肥培管理から一括をこれによつて検査をして、適切かどうかということを認めようとされておるのだと思いますが、そういう建前をとられるよう、提案者において特にお考えを願いたいと思うのであります。

○竹村委員 それからもう一つは、この意味から考えますと、大体圃場を設置して、そうしてそこまでまきつけその他肥培管理から一括をこれによつて検査をして、適切かどうかということを認めようとされておるのだと思いますが、そういう建前をとられるよう、提案者において特にお考えを願いたいと思うのであります。

○松浦委員長 他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 なければ、これにて質疑は終局いたしました。

〔引続きこれより討論に入るわけではありませんが、別に討論の通告がございませんので、この際討論を省略して、ただちに採決いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。〕

○松浦委員長 御異議なしと認めます。つて、これより主要農作物種子法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立總員。よつて本案

数落すると言われたが、道義上の同情心を持つてゐるあなたといいたしましては、当然量的な損害のみではなく、質

的な農家の損害に少しでも補償するの道を別途に講ずる必要があろうと考えますが、この点について何かお考えがありますか。

○小倉政府委員 品質の点につきましてのお話は事実その通りでございまして、その点につきましては保険といふことを突き詰めて考えれば、品質の低下ということによる損害も当然補償すべきものであるということは言えると思います。ただ今の段階といたしましては先ほども申し上げた通り、量的な(本文日本語訳文) (本文日本語訳文) (本文日本語訳文)

○井上(農)委員 政府は毎年供米の割当をいたしまして買い上げます場合に、御存じのように一等米から等外米まで買い上げておる。そこで五等米まで買い上げるという実情から、相当悪いものが収穫されておる実情をよく御存じであります。この実情から考えて品質の低下しましたものを、どうして一体救済するかという道は、私は案外簡単にできはせぬか、こう考えますから、新しい制度の建直しにあたつて、この質の低下による農家の損害に対し、どう損失を補償するかという新しい道を、ぜひこの際検討してもらいたいと思います。

その次に、これは他の人からもう質問があつたかもしませんが、共済金の支拂いの問題でござります。共済金

の支拂いが非常に屋れております。ほんとうはただちに保険金がもらいたいのですけども、支拂い基金の不足が原因をいたしまして、非常に支拂いが遅れておるということが常によく言われておりますけれども、これは各系統の段階におきましては、金が入つて来てもただちに拂おうとしないというような弊害が至るところに起つておるのであります。この支拂い遅延は、支拂い基金が支拂われないために遅れておる。ところがいろいろな方法を講じて支拂いを開始することになつてゐるのに、農民に金が入つていないといふ地域が至るところに発生しておるので、こういうことについて、一体政府はどういう監督をされておりますか。また政府では、たとえば昨年度の被害についての保険金はいつ手当をして支拂つた、ということを、各県の共済組合連合会やまた単位の共済組合に対し、支拂い通知書を出したということを通達いたしましたか。そんなことは通達しないのですか。どういうことになつておりますか。その点を一応御説明願いたい。

案が御賛成願えれば、基金といふ制度ができますし、共済保険金の支拂いの遅滞は、これほどまでのことはなくなるだらうと存じております。もう一つ来ておるけれども、組合に黙つておつて、実際農家には行かないということがございますが、これもいろいろ原因があらうかと思います。無理からぬ事情も実はあるのではないかと思うのであります。その一つは、多くの協同組合と共に組合は事務所が一緒であり、事務が兼任されておる。また組合も共通であるというような関係から、共済金が来ても、協同組合に対する債務の引当てにするとか、あるいは農家が知らぬうちに貯金になつておるというようなことが実はあるのではないかといふように思います。なお御指摘のように、いかがわしいこともありはしないかということを実は心配をいたしておりますが、そういう点につきましては、今後なお連合会なしの組合の監査指導ということを充実して参りたいと思っておりますし、そのための予算的な措置も二十七年度には講じております。さらに連合会なしの組合に対しましては、共済金は的確に組合に支拂うよう、農業手形といったようなことの関係におきまして、共済金を協同組合に渡すという場合にも、その関係の書類を必ず御本人に渡すようにといつたような指導をいたしております。

れでないといふことが言われておるのです。現に、名前をあげるのはぐあいが悪いのですけれども、私どもの耳に入つておるところでも、数県にわたり警察が調べておる事実がある。また先般ちよつと申し上げました共済組合の会計検査に関して、その報告書の中にも、一年間に会計検査を受けた組合は全組合のわずかに一割にすぎない、しかも検査はわずかに三、四時間の短時間で行われた例があつて、組合の監督はまつたくなつてない、ということが強く指摘されておりますし、また組合の会計帳簿を検査するのに、わずかに二時間か三時間で全部が検査されるということは、大よそ人間の常識では考えられぬことです。いかにだらしないのか検査をやつしているかといふことがよくその国人の人から指摘されておりますが、一体これの監督は、どういうやり方で、どういう人を使つておやりになつておりますか、それをひとつ明らかにしていただきたい。

に一部改正法の中で改正をいたしました
いと存じております。何しろこの共済
組合関係の職員は、従来府県庁では平
均二人しかいなかつたのであります。
それも平衡交付金の中に入つたものと
しての補助でございまして、県によつ
て人員の数もまち／＼でござります
が、非常に不足な人員でございますの
で、この二人でもつてやることはどう
てい望み得ませんが、幸いにして二十
七年度は平均五人増員ができたので、
これらの人たちを大いに督励いたしま
して、今後は監査という面についても
十分配慮して行きたいと思つております。

更多好文盡在原創文章

はされていない。ただ下の方から金が足らぬから出してくれ、補助金をくれと言うから出しておるのですか。その点はどうですか。

○小倉政府委員 従来監査がなかつたと申し上げたのではなくして、十分な監査をいたしますには、はなはだ微力な人員であつたということを申し上げたのです。なおそれから共済関係の事務費でございますが、御指摘の数字は私どもはちよつと了解いたしかねるのであります。これは数字のことにつながりますから、こちらの数字を御配付してもよろしくございます。

○井上(夏)委員 そうすると、この際伺いますが、共済組合関係の二十七年度予算に現われております特別会計、同時に政府からいろいろ助成、補助その他関係の経費は何ぼ出ておりますか。

○小倉政府委員 お手元に配付いたしております「農業共済保険実施に必要な経費」というのが本年度の予算でございまして、かたゞ、昨年度の予算と対比してございます。数字は今年度の予算が百六億七千百萬円でございます。そのうち国庫が掛金の約半分程度負担する関係といたしまして、共済金の国庫負担が六十億九千万円でございます。それから特別会計の不足金補填に充てるものが七億一千萬円。それから特別会計に家畜の関係の基金を設けるというのが三億ございます。大きなものはその次に基金関係におきますが十八億九千万円でございます。その大体概略を申し上げますと以上によ

うになります。

○井上(夏)委員 この問題は農業共済制度の運営の上に非常に重大な問題を投げかけておりますので、私は政府の確信ある意見をただしたいと思います。

○松浦委員長 は私どもが納得できぬ点もありますから、私の質問は本日はこの程度にして次会に譲りたいと思います。

○松浦委員長 この問題はきわめて重要でございますし、また発言の通告もまだかなり多いようでございますから、一通り審議が済みました後に、全委員懇談会といふような機会を持ちたいと思つております。

ただいまの三案に対する残余の質疑は次会に続行することにいたしましたて、本日はこれをもつて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午前十一時四十八分散会

(参照)
主要農作物種子法案(坂田英一君外
二十三名提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年四月二十三日印刷

昭和二十七年四月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所